



NTS 総合弁護士法人

民法改訂：『定型約款』の新設

電気やガス、携帯電話など、様々な取引の場面で約款が利用されていますが、これまでは民法に全く規定がありませんでした。今回の民法改正で、「定型約款」の条文が新設されることになり、一定のルールが定められました。

1 定型約款の定義

「定型約款」とは、社会に存在する約款一般を意味するものではありません。所定の要件（①定型取引に用いられるものであること、②契約の内容とすることを目的として準備されたものであること、及び③当該定型取引の当事者の一方により準備されたものであること）の全てを満たす場合に限り、その条項の総体が定型約款に当たるとされます。定型取引とは、①特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であること、及び②取引の内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものであることといずれも満たす取引をいいます。

2 みなし合意

定型約款に当たる場合に、所定の要件（①定型取引を行うことの合意をした者が定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたこと、及び②定型約款を準備した者（定型約款準備者）が予めその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたこと）を満たす場合、原則として個別条項について当事者間の合意があったとみなされます。しかし、相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であ

って、当該定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては例外的に合意をしなかったものとみなされます。

3 内容の表示

定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合に限り、約款内容の開示義務が課されています。開示は、定型約款の拘束力を認めるための要件とはされず、開示義務があるのも一定期間内に相手方からの請求があった場合に限られている点に特徴があります。

4 定型約款の変更

所定の要件（①相手方の一般の利益に適合する場合、または、②定型約款の変更が契約をした目的に反せず、かつ、合理的なものである場合）を満たせば、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項についても合意をしたものとみなし、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更することができるとされています。

CONTENTS

01. 法人事業概況説明書の様式の改定について
02. 株式会社と合同会社の違いについて
03. 働き方改革関連法案について
04. 民法改訂：『定型約款』の新設
05. 丸の内だより

NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03 (6212) 2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

■ NTS 総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
■ NTS 総合弁護士法人 ■ NTS 総合社会保険労務士法人
■ NTS 総合司法書士法人



NTS 総合コンサルティンググループ

代表 吉井 清信

大暑の候、皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、去る7月1日より、当グループの関連法人であるNTSコンサルティング株式会社では、お客様のあらゆるBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）のご要望にお応えするために、札幌（カレスサッポロビル）において「BPOセンター」を開設致しました。BPOとは、会社などにおける業務プロセスの効率化、最適化を目的として社内の業務処理の一部を専門業者に外部委託（アウトソーシング）することをいいます。BPOセンターでは、お客様

の目的・ご要望に合わせて各種のオペレーションを最適化する業務プロセスの再設計から運用までをワンストップで請け負うことにより、本業への注力や新たな事業展開を支援致します。

これに伴い、NTS総合税理士法人札幌事務所も同ビルに移転するとともに、NTS総合社会保険労務士法人、NTS総合司法書士法人も新たに札幌事務所を開設致しました。

今後お客様の様々なニーズにお応えできるようグループ強化を図って参りますので、引き続きご愛顧のほど、宜しくお願い致します。

会計・税務 NTS 総合税理士法人

法人事業概況説明書の様式の改定について

平成30年4月1日以後終了事業年度分から、法人税申告書に添付が求められている「法人事業概況説明書」の様式が改訂されました。支店・子会社の状況について海外子会社の出資割合に係る記載項目が追加されたほか、PCの利用状況に関しては、法人が使用しているPCのOSの種類や、メールソフト名、データの保存先などを記載する項目が新たに設けられています。主な改訂内容は以下のとおりです。

1 「法人番号」欄の追加

2 「支店・子会社の状況」欄の見直し

国内と国外に区分し、海外子会社のうち出資割合が

50%以上の海外子会社の数や、2か所の海外子会社の名称及び出資割合を記載する内容となりました。記載欄が従来より増えていることから、在外支店・子会社との取引を重要視する傾向が窺えます。

3 「電子計算機の利用状況」欄の見直し

「電子計算機の利用状況」欄は、「PC利用状況」「販売形態」欄に区分され、記載項目が全般的に見直されました。「PC利用状況」では、PCのOSの種類、会計ソフト名、メールソフト名、データの保存先がクラウドか外部記録媒体かPCサーバーかを記載する内容となっており、「販売形態」に関しても販売チャネルが自社HPか他社HPかを記載する内容となっています。近年の税務調査では、調査時に会計ソフト名やメールソフト名、データ保存先などを聞き、その内容を確認する流れとなっており、これらの情報を事前に知っておくことで調査を効率化するためのようです。

4 「経理の状況」欄の見直し

→次ページに続く

NTS 本社のある丸の内のフレッシュな情報をお届けします

丸の内だより

丸の内の仲通りは、ご存知のとおり街路樹が美しい通り沿いに、有名ブランドの路面店・オフィスビル・複合ショッピングセンタービルなどが建ち並ぶ丸の内のメインストリート。

その仲通りでは時折いろいろなイベントが開催されます。写真は先日仲通りにて実施された綱引き大会の様子です。8月3日から夏休み企画で卓球の張本選手をはじめ多くのアスリートが仲通りに来るようで、運がよければ間近に会えるかもしれません。



仲通り綱引き大会

「経理の状況」欄では、「社内監査」欄を追加し、各種チェックシートなどを活用した社内監査を実施しているか否かを問う記入欄が設けられています。各種チェックシートとは、全法連などが作成した「自主点検チェックシート」や、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」などが想定されています。税務署が税務調査の対象となる法人を選定するにあたり、社

内監査が実施されているかどうかはその判断材料となることが考えられます。

5 「特別利益」「特別損失」欄の追加

主要科目に関しては、「特別利益」や「特別損失」欄を設け、法人の経営実態をより精緻に把握することとなりました。

株式会社と合同会社の違いについて

最近、合同会社を設立したいという依頼をよくいただきます。合同会社は、2006年の新会社法施行により新たに導入された会社形態で、有限責任社員のみからなる持分会社です。株式会社についてはよく耳にすると思いますが、合同会社についてはまだまだ浸透してはいないと思います。依頼者からは、会社設立の際に、両者のどちらを設立したほうが良いかをよく質問されます。そこで、両者の違いをまとめていきます。

1 設立・運営コスト

株式会社を設立しようとする場合、公証役場で定款を認証してもらうことが必要です。その費用は、電子申請で定款認証をする場合でも約5万円かかります。また、設立登記の登録免許税が最低15万円かかります。そのため、株式会社設立費用は、最低でも20万円は必要となります。

これに対し、合同会社を設立しようとする場合、公証役場で定款を認証してもらう必要はありません。また、設立登記の登録免許税が6万円となっております。さらに、合同会社の場合、株式会社と異なり決算公告の義務がなく、役員の任期がないことから任期満了による役員変更登記が不要であるなど、様々なコストを抑えることができます。

2 機関設計

株式会社は、出資者が株主となり、株主総会決議により経営者たる取締役を選びます。つまり、出資者と経営者が分離しています。株主が取締役になる必要はありません。そのため、株式会社の機関として、最低限株主総会や取締役の設置が必要であり、会社法の規定に従った運営が行われなければなりません。

これに対して、合同会社は基本的に出資者が経営者となるため、出資者と経営者が分離しており

ません。出資者が自分の判断で会社の業務執行を行うことから、迅速な意思決定、業務執行が可能となります。

3 社会的信用性

株式会社は、昔から存在する会社形態であり、誰もが聞いたことがあると思います。また、上場ができることも社会的な信用性が高い一つの要因と考えられます。

これに対し、合同会社は会社法で規定されてから10年程度しか経過しておらず、まだまだ一般に浸透してはいない会社形態です。株式会社と比べると社会的信用性が低いと言われております。金融機関の口座開設や融資を受けることが株式会社と比べると難しくなる可能性はあります。

	株式会社	合同会社
設立費用	最低20万円	6万円
決算公告義務	あり	なし
役員の任期	あり	なし
出資者と経営者	分離	一致
機関設計	会社法による制限あり	自由度が高い
社会的信用性	一般的	株式会社よりは劣る
代表者の呼称	代表取締役	代表社員

労 務

NTS 総合社会保険労務士法人

働き方改革関連法について

平成30年7月6日に働き方改革関連法が成立されました。働き方改革関連法は、多様な働き方の実現や長時間労働の是正などを旨とするもので、改正された労働基準法などあわせて8本の法律で構成されています。

働き方改革を推進するための 関係法律の整備に関する法律の概要
I. 働き方改革の総合的かつ継続的な推進
II. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等 ① 労働時間に関する制度の見直し ② 勤務間インターバル制度の普及促進等 ③ 産業医・産業保健機能の強化
III. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 ① 不合理な待遇差を解消するための規定の整備 ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 ③ 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備

ポイント	内容
残業時間の上限規制	時間外労働の上限を年720時間、月100時間（休日労働含む）、2～6か月の平均80時間（休日労働含む）に設定
有給取得の義務化	有給休暇が年10日以上ある労働者について、そのうち5日の取得を企業に義務付け
勤務間インターバル制度	企業は前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定の休息時間の確保に努めなければならない
割増賃金率の猶予措置廃止	残業時間が月60時間を超えた場合にかかる50%の割増賃金率について、現在中小企業に適用している猶予措置を廃止
産業医の機能強化	従業員の健康管理に必要な情報の提供を企業に義務付け
同一労働・同一賃金	正社員と非正規労働者の待遇に不合理な差をつけることを禁止
高度プロフェッショナル制度の創設	高収入（1075万円以上）で専門知識を持った労働者について、本人の同意などを条件に労働時間規制から外す。勤務時間に縛られずに働ける代わりに、残業代や深夜・休日手当が支払われない。

以上のように、今法案の改正は過労死や精神疾患につながる長時間労働の是正を目的としておりますが、規制が緩和される高度プロフェッショナル制度は、一方で長

今回改正されたポイントの1つは、時間外労働の上限規制で、原則として、月45時間・年間360時間（休日労働を含まない）としています。ただし、臨時に特別な事情がある場合には、年間6か月までは、さらなる時間外労働が認められ、月100時間未満（休日労働を含む）、連続する2か月から6か月のいずれの期間の平均も80時間（休日労働を含む）が上限となります。年間では720時間が上限となります。

一方、労働規制を緩和する新たな仕組みとして、高収入の一部専門職を対象に労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」も導入されます。制度が適用されると、残業や休日出勤をしても労働者に割増賃金は支払われませんが、使用者側には労働者の健康を確保するため、年間104日以上、4週間で4日以上の日を確保することなどが義務づけられます。対象になるのは、年収1075万円以上の証券アナリストや医薬品開発の研究者、経営コンサルタントなどが想定されています。

さらに、法律には正社員と非正規労働者の待遇の差をなくするため、同じ内容の仕事に対しては同じ水準の賃金を支払う「同一労働同一賃金」の実現や、労働者の健康を確保するため客観的な記録などによる労働時間の把握をすべての企業に義務づけることなども盛り込まれています。

時間労働を助長する恐れもありますので、慎重な運用が肝要となります。